

株式会社福岡高齢者安心センター

認定番号：20030

新規認定日：令和2年6月3日



〈達成している項目〉

28の取組項目中、**17項目**達成！

I 実現に向けての手法・工夫

生産性向上の取組み	・資格取得奨励金制度がある
	・申請日前1年間において、上記の利用の実績がある
従業員へのアプローチ	・「ノー残業推進月間」等のキャンペーンを実施している

II 分野別の取組み

(1) 非正規雇用の処遇改善, 正規雇用の推進

非正規雇用労働者の処遇改善	・資格手当制度がある
	・申請日前1年間において、上記の適用の実績がある
正規雇用労働者の増加	・直近の正規雇用労働者の数【ア】が、3年前の正規雇用労働者の数【イ】と比較して5%以上増加している。 ・申請日における正規雇用労働者の数が、上記【ア】の正規雇用労働者の数を下回っていない。
働き方改革に対応した人事評価・処遇	・相談室の設置等の職場における各種ハラスメントの防止の措置がある

(2) 長時間労働の是正

長時間労働の削減	・「ノー残業デー」の設定等の勤務時間の縮減を奨励する施策をとっている
	・時間外労働の上司による事前承認を徹底している
年次有給休暇取得の促進	・時間単位又は半日単位での休暇制度がある
	・労働者の休暇取得状況を把握している
業務改善の推進	・業務マニュアルの整備

(3) ワーク・ライフ・バランスの確保

治療と仕事の両立の支援	・疾病の治療及び通院のための休暇制度がある
-------------	-----------------------

(4) ダイバーシティの推進

若者が働きやすい環境整備	・若者の定着を支援する制度がある
積極的な中途採用	・申請日前1年間に、新たに正規雇用労働者（45歳以上の者）を雇い入れた
高齢者の活躍の推進	・定年制度の廃止
多様な人が多様な働き方をする職場づくりの促進	・就業規則で、他の会社等の業務への従事を禁止としていない（兼業・副業の促進）

〈ひとことコメント〉

介護事業種として、働き方改革の制度に乗っ取った取組みが出来るか不安でしたが、今までの事業態の視点を変え、働き方改革の認定要件を事業内容に置き換えて、また、推進委員会を立ち上げて職員と協議しました。その中で、既存の取組みで達成している項目や新たな視点での取組み項目など、職員が自身の事と会社や仲間の為に、本気で協議し、達成出来た事にチームとして一体感が取れたことに会社代表として嬉しく思います。

今後は、この度の『ふくおか「働き方改革」推進企業』として認定されたことを胸に達成17項目の継続対応と次回3年後の更新審査で1項目でも多く増えることを目標に取り組んで行きたいです。



▲事務所風景



▲ランチミーティング